



神戸近郊で時間貸駐車場をお探しの方はコインパークへ！パーキングは土地活用としても有効です。

お気軽にお問い合わせください



0120-210-309



メールでのお問い合わせ

- 土地活用をご検討の方へ Land Use
- パーキングをご利用の方へ Parking
- コンセプト Concept
- 会社情報 Company



ホーム>パーキングをご利用の方へ



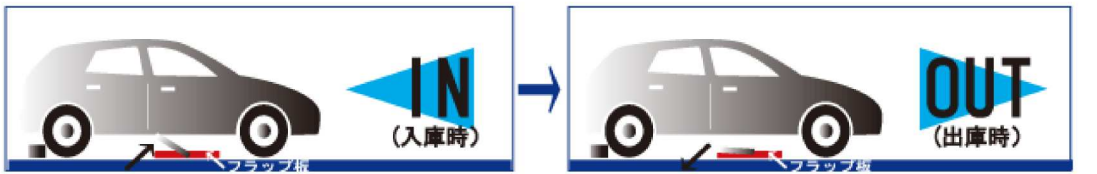
- パーキングをご利用の方へ
- アクセス
- Q&A
- ホーム



- このページのPDFを確認
- 駐車場利用規約
- 放置車両の取扱について
- 駐車場ご利用注意事項
- PDF一覧ページ



▶ パーキングをご利用の方へ Parking



◆フラップ板（ロック板）が下がっていることを確認の上、ゆっくり入庫して下さい。

◆料金清算後、フラップ板が完全に下がったことを確認の上、5分以内に出席願います。

駐車場利用規約

▼クリックすると拡大します

駐車場利用規約

COIN PARK（以下「管理会社」という。）が管理運営する駐車場（ロック式時間貸及びびゲート式無人駐車場（以下「当駐車場」という。））は下記の規定にしたがってご利用頂きます。

- 駐車スペースの確保
当駐車場は、短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預りするものではありません。
- 車両寸法
管理会社は当駐車場における車両又はその積載物の搬送、搬入又は搬出については一切責任をおいしません。管理会社は当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその積載物もしくは積載物に起因して被った損害、その他当駐車場で発生した原因に起因して被った損害について責任をおいしません。
- 駐車時間
当駐車場は短時間駐車を目的とする駐車場です。駐車時間は最長4日時間までとします。継続して4日時間を超えて駐車しないでください。但し、当駐車場に事前に承認を受けた場合、駐車場に他の駐車時間制限が設けられている場合でも、この限りではありません。
- 駐車できる車両
(1) 当駐車場内に駐車することができる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとします。これ以外の車両を駐車することはできません。
(2) 上記基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。
①最低地上高が20cmを超える車両等、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。
②オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
③エアロパーツ装着車、マフラー交換等ロック板との接触により入庫障害を招くおそれがある車両。
④重量超過、車検切れ等の一般道路を走行することが認められない車両。
⑤前部車登録番号に覆いがされている車等、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。
⑥車検中の車等の車体の時定が困難な車両。
⑦積載物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を生じさせるおそれがある車両。
⑧危険物、危険物積載物の積載が認められない車両等。危険物積載物の積載が認められない車両等。危険物積載物の積載が認められない車両等。危険物積載物の積載が認められない車両等。
⑨危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは健康を害するおそれがあるもの又は燃費燃費もしくは排気排出の原因となる物を積載した車両。
- 駐車料金
(1) 当駐車場の利用者は駐車場に提出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払い下さい。
(2) 駐車時間はロック式駐車場の場合、センサーが感知した駐車スペースへの入庫から出庫までの時間、またゲート式駐車場の場合は、駐車場内への入庫時の発着から出庫時の取替までの時間とします。
(3) 駐車料金は、駐車場内に備付の精算機、支払機にてお支払い下さい。
(4) ロック板やゲートの状況にかかわらず、精算手順にしたがった精算行為を行って下さい。
- 駐車方法
当駐車場の利用者は駐車場内に提出された方法にしたがって、示された駐車スペース内に駐車して下さい。駐車スペース以外の場所に駐車しないで下さい。駐車場が満車の場合に駐車場内で「入り待ち」をして下さい。
- 不正駐車
当駐車場の利用者が、駐車料金を支払わずに車両を駐車スペースから出庫し又は駐車場外へ移動した時、正規の駐車スペース以外の駐車又は、管理会社が不正と認めた場合その利用者には当駐車場に対し、**駐車料金のほか反則金として10万円のお支払い**を頂きます。
- 放置車両
当駐車場は本規定に定める駐車制限時間を超えて駐車場内滞留された車両を、車両の所有者、利用者等の同意を得ないで、他の場所へ移動し又は処分もしくは廃棄することができるものとします。当駐車場は、車両の移動、処分もしくは廃棄の損賠車両の所有者、執務者が負った損害について一切の責任を負わないものとします。但し、車両を駐車した者が予め駐車場の管理会社に連絡し、制限時間内に車両を移動することができない理由を説明し、管理会社がその理由を正当と認めるときは、管理会社が認められた駐車時間内に限り上記規定を適用しないものとします。
- 利用者の賠償責任
当駐車場の利用者が本規定もしくは駐車場内に提出された規定に違反した場合又は故意もしくは重大な過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより管理会社が被った損害（その補修に要する全部又は一部を休業しなすべからざる場合は、それにより発生した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。

放置車両の取扱について

▼クリックすると拡大します

駐車場ご利用注意事項

▼クリックすると拡大します

放置車両の取扱について

- (1) 両賃貸利用者が管理会社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、管理会社はこれらの利用者に対する通知又は駐車場における廃棄の方法により、管理会社が指定する日までに、当該車両を引取することを請求することができます。
- (2) 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理会社の過失なくして利用者を確認することができないうちは、管理会社は車両の所有者等（自動車検査簿に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は、駐車場における廃棄の方法により、管理会社が指定する日までに車両を引取るとを請求することができますものとし、この場合、利用者は当該車両の引取時に一切の権利を放棄したものとみなし、管理会社に対して車両の引取請求又は、その結果生じた一切の費用を問はず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) 前2項の請求を審判により行ったにもかかわらず、管理会社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、管理会社は車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができます。
- (4) 管理会社は(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責任を負わないものとします。
- (5) 管理会社は(1)の場合において、利用者又は所有者等を通知するために必要な限度において、車両（車両を含む）を調査することができるものとします。
- (6) 管理会社は(1)の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 管理会社は利用者及び所有者等が車両を引取るとを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理会社の過失なくして利用者及び、所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対する通知又は、駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの勧告をしたにもかかわらず、その期間内に引取りがなされない場合は勧告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の売却が廃棄する費用（勧告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限満了後に公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 管理会社は前項の規定により車両を処分した場合は、無償でその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) 管理会社は(1)の規定により車両を処分した場合は処分によって生じる収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとします。

駐車場ご利用注意事項

駐車場の出入りの際は、周囲の安全をよく確認してください。

- 駐車できる車両の種類
 - 軽自動車または軽貨物車を含めた以下の通り
 - 長さ：2.0M以下 高さ：2.0M以下（平床駐車場） 傾斜、駐車場によっては定規以外の基準を設けている場合があります。
 - ※ 重量：1.8M以下 重量：2.5T以下（無重量）
 - ※ 重量（エアロパーツ装着車・マフラー交換等）及び重量地上高15cm以下の車両はご遠慮下さい。（万一車両が破損した場合でも一切責任は負いかねます。）
 - ※ 自動車、軽自動車、軽貨物自動車、小型トラック、小型トラック、大型トラック、その他駐車場の管理上支障のある自動車は駐車できません。
 - その他駐車場の管理上支障のある自動車は駐車できません。
- 万が一トラブルが発生した際には、その対応の急を待たず頂く場合があります。（お待た頂くことによる損害損失等は一切責任を負いません。）
- 下記事項について管理会社は一切責任を負いません。
 - 1. 駐車場内での事故及び車両損傷・車両又は機材物の盗難
 - 2. 入庫前にロックが掛かっている場合は故障中ですので入庫はしないでください。
 - ※ 万一車両が破損した場合一切責任は負いません。
 - ※ ロックが安全に下がった事を確認せず出庫し、万一車両が破損した場合一切責任は負いません。
 - 3. 出庫時ロックが完全に下がった事を必ず確認してください。
 - 4. 出庫時、ロックが下りたままでも必ず駐車場で車を確認してください。
 - ※ 駐車場で車を確認せず出庫し、万一車両が破損した場合一切責任は負いません。
 - 5. 他の車両により出庫を妨げられたりによる損害
 - 6. 盗難、地震、落石、火災、水害等の不可抗力による損害
 - 7. 前号者同士のトラブルは双方で解決してください。
 - 8. 第三者等を巻き添えして損害が発生した場合の損害は出庫者です。
 - ※ その場合、正しい車両番号を記録の上、再入、ご帰庫して下さい。
 - 9. 機械等のトラブルが発生した場合、無断に入庫せず、すぐに緊急連絡先に連絡下さい。
 - ※ 万一お帰庫の際により無断に入庫された事が原因で車両が破損されても、弊社では一切責任を負いません。又、入庫前に申し出てお持ち頂く損害損失等も一切責任は負いません。
- カラコーン及びテープ等にて封鎖している車両には駐車しないで下さい。トラブル、事故等の原因となります。
- 駐車場に設置された標識、標識等に抵触、衝突等による損害は運転者の責任として損害賠償を請求します。
- 駐車後3分以内に出席されないと再びロックがかかりますのでご注意ください。
- その場合、改めて駐車料金をお支払い下さい。
- お支払可能な種類の車でなければお支払いできない場合は、一度までご請求をお願いします。
- 駐車場内では、下記の行為をしないようお願いします。
 - 1. 駐車場内でのアイドリング、空ぶかしや過度なドアの開閉、大きな声、カーステレオ及びボイスの放送等の迷惑行為となる行為。
 - 2. 駐車場内での（悪意行為・虐待・虐待・虐待）駐車以外の行為。
- 以下の不正駐車等の行為をしないで下さい。
 - 駐車時間は最高4時間を超えてはなりません。継続して4時間を超えては駐車しないで下さい。
 - 原則自動車・軽自動車・軽貨物自動車・自動車以外の車両もしくは放置は禁止されています。
- 下記の駐車は不正駐車及び不正行為と判断します。
 - 1. ロックをタイマーで解除する 4. 事前に連絡もなく4時間を超えての駐車。
 - 2. ロック解除タイマーをする 5. 駐車料金を精算せず無理に出庫した場合。
 - 3. 駐車台標識に駐車 6. 駐車料金を精算する駐車。
 - ※ 悪意ある、駐車料金以外に返金10万円を請求の上、全イヤロックもしくはレッカー移動（高費請求）することがあります。又、法的な対応をとらせて頂く場合もあります。

👉 ページトップへ

